

第十回国会 内閣委員会 議録 第十五号

昭和二十六年五月二十四日(木曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長代理 理事青木 正君

理事 江花 静君 理事坂田 英一君

理事船田 亨二君 理事鈴木 義男君

井上 知治君 大内 一郎君

田中 萬逸君 本多 市郎君

松本 善壽君 松岡 駒吉君

河田 賢治君 小平 忠君

出席政府委員

總理府事務官 小山 榮三君

(国立世論調査所長)

總理府事務官 川田 三郎君

(特別調達 庁財務部長)

大蔵政務次官 西川甚五郎君

委員外の出席者

運輸事務官 岡本 悟君

(大巨官房 文書課長)

運輸事務官 今井 榮文君

(船舶局監理課長)

専門員 龜井川 浩君

専門員 小關 紹夫君

五月二十三日

北上川開港法案(川村松助君外八名提出、参議院第二五号)(予)

同月二十二日

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願(青柳一郎君紹介)(第二二二六号)

公務員の新恩給制度確立に関する請願(鹽田賀四郎君紹介)(第二二一三四号)

同(有田喜一君紹介)(第二二三五号)

同(上林山榮吉君外七名紹介)(第一類第一号)

内閣委員会議録第十五号

昭和二十六年五月二十四日

第一類第一号

元海軍技師に恩給法適用の請願(宮原幸三郎君紹介)(第二二四九号)

同月二十三日

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願(受田新吉君紹介)(第二三〇六号)

公務員の新恩給制度確立に関する請願外一件(松澤兼人君紹介)(第二三三七号)

同(松澤兼人君紹介)(第二三三九号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十二日

老齢恩給者に対する臨時加給の陳情書(愛媛県宇摩郡鹽岡村鈴木銀藏)(第七四八号)

元海軍技師に恩給給付に関する陳情書(吳市上山田町十一番地安井英三)(第七六九号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

審議会等の整理のための總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三号)(参議院送付)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)(参議院送付)

審議会等の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四六号)(参議院送付)

審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七号)(参議院送付)

審議会等の整理等のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)(参議院送付)

審議会等の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)(参議院送付)

審議会等の整理のための国立世論調査所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五一号)(参議院送付)

審議会等の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五二号)(参議院送付)

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五三号)(参議院送付)

審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五四号)(参議院送付)

審議会等の整理のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)(参議院送付)

審議会等の整理のための運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五六号)(参議院送付)

青木(正)委員長代理 これより開会いたします。

本日は委員長所用のため理事の私が委員長の職務を行います。

本日は、審議会等の整理のための總理府設置法の一部を改正する法律案、外務省設置法の一部を改正する法律案、審議会等の整理等のための農林省設置法等の一部を改正する法律案、審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律案、審議会等の整理のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案、国立世論調査所設置法の一部を改正する法律案、特別調達庁設置法の一部を改正する法律案、審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案、審議会等の整理のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案及び審議会等の整理のための運輸省設置法の一部を改正する法律案を一括議題とし、討論採決に入ります。

討論は省略いたしました。ただちに採決に入るに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

青木(正)委員長代理 御異議なければ、さより決定いたしました採決を行います。右の各案について御賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

青木(正)委員長代理 起立多数。上つて右各案はいずれも原案の通り可決いたしました。

なおこの際お諮りいたしますが、右各案についての委員会報告書の作成については、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

青木(正)委員長代理 御異議なければ、さよりとはからいます。

本日はこれにて散会いたします。次会は

明後土曜午前十時三十分より開会いたします。

午前十一時十六分散会

〔参照〕

審議会等の整理のための總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

審議会等の整理のための国立世論調査所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

審議会等の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

〔参照〕

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

審議会等の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

審議会等の整理等のための運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年五月三十日印刷

昭和二十六年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所